

使役表現における「を」「に」

森 田 良 行

1. 問題提起

筆者は昭和56年3月、冬樹社より『日本語の発想』と題する書を公刊したが、この書が中華人民共和国北京市にある日本学研究センターにおいて教科書として使用されたい。昭和60年11月のある日、その受講生たちから、この書に対する感想と質問が筆者のもとに届けられた。大勢の人々による書簡ゆえ、質問内容も多岐にわたっており、いちいち紹介するわけにはいかないが、その中で日本語の使役表現の本質にかかわるかなり重要な問題を取り上げ、文型とのからみで『日本語の発想』中の説明内容について質問をしてきた一通を問題としたい。その質問に答えることは、単に筆者の著書に対する弁解と言いつとにとどまらず、広く日本語の使役表現全体にかかわる表現機構上の特質を掘り下げ追究することになり、ひいては日本語そのものの発想の特徴を分析記述することにもなると考えたからである。その意味でこの質問者の疑問点は、はなはだ意義深い価値あるものと言えよう。また、中国で教鞭をとる日本語教育者たちは、いずれもこの質問者と同様、日本語の言語現象に対して、また、それについての専門研究に対して常に懐疑的であり、徹底的な追究をしてやまないのである。日本語研究に携わる者は彼等の欲求に応えられるような分析と結果を用意しておく必要があるであろう。

2. 使役表現の解釈に関する疑義

まず初めに質問者の質問内容を紹介し、つぎにそれに対する解答という

形で本稿のテーマについて論述しようと思う。質問者は「迷いによる疑問——『日本語の発想』を読んで——」というタイトルのもとに次のような疑問を投げ掛けている。質問事項は二つあり、書簡形式で叙述している。冒頭部分は本稿の主題に直接関係ないので省略して、問題となる部分のみ以下に転載する。

先生の使役態に関する論述に対して私にはいくら考えても分らない二つの疑問があります。それは先生に取り上げられた一つの例文についての解釈です。

「迷いこそが人間の本性としてぴったりしており、人間をますます人間らしくきたえ、みがき、うるおわせ、彼らに人間としての生甲斐を感じさせてくれる本源ではないのか。」

この例文について“「を」に」の入れ替えは許されない」と先生は教えていただきましたが、その許さない理由を説明なされなかったのです。先生は例の文の前半部を「迷いが人間をうるおわせる」すなわち“その主体+目的語+自動詞+させる”という形に整理なされました。それに従って私は例文の後半部を「彼らに生甲斐を感じさせる」すなわち“行為主体+行為対象(目的語)+他動詞+させる”の形に整理できます。その理由が例文「(3) 私は息子に議論を戦わせた」を見ると分ります。いま「迷い」は例文の後半部にその行為主体に命令して行為をやらせる使役主体の役割を果しているのです。そうすると例文にある同一の「迷い」は前半部においては「その主体」として、後半部においては「使役主体」としていることとなります。その「その主体」と「使役主体」とは同じなのですか、あるいは何か区別がありますか。私はこのことに困っています。

もう一つ、先生はその後“「(夫は)妻を働かせた / 妻に働かせた」のような対人関係における命令・許容行為でも、「彼の行為は人々を感動させた / 人々に感動させた」に見られるような事物対人間の関係でも、行為対象(目的語となるもの)が人間の場合には「を→に」の変

換が可能なのである。ということは、「...に...させる」文型において「に」で示し得るものは、物や事柄ではなく人なのである”と指摘していただきました。それに従って「迷いが人間をうるおわせる」のような文を考えて見ると、その文はまったく上述の条件にぴったりあうのが分るでしょう。だから、その文の場合に「迷いが人間をうるおわせる」を「迷いが人間にうるおわせる」に変換してもさしつかえはありません。だが、それは前に出た“「を / に」の入れ替えは許さない”という断定と矛盾して一致しないのではないのでしょうか。おそらく“「を / に」の入れ替えは許さない”理由は「人間」と「うるおわせる」の間に「きたえる」と「みがく」という二つの他動詞が介在しているところにあるのでしょうか。もし、その間に介在している動詞が他動詞でなく自動詞であれば「を / に」の入れ替えは許すのだろうと私は考えております。それについて、先生のお教えを受けていただけるようにお願いします。

日本語研修生 李 希同

1985年10月29日

北京外語学院にて

(引用文は原文のまま)

質問者の取り上げた問題の箇所は『日本語の発想』の中の“3.「人々に感銘させる」か「人々を感銘させる」か”の題で使役文型を論じた章である。この章では、筆者は、日本語の使役表現における二つのタイプ「...を...させる / ...に...させる」の使い分け、特に同じ「...を...させる」でも格助動詞「を」が「に」に置き換え可能な例と不可能な例とがあることを指摘したのである。そして、質問者が直接引用している用例も含めて、この章の執筆に当たって筆者は表現分析のための用例として、新島正著『ユーモア』(潮文社新書 昭和33年4月初版)の中の全使役用例を分析の対象としたのである。引用の「迷いこそが...」の例文は同書の45ページにある。

3. 行為主体と使役主体の区別

さて、質問の内容は2点あり、いずれも同じ「迷いこそが...」の引用文についての筆者の解説についてである。叙述の便宜上、第1の質問、第2の質問と区別して順に取り上げ、質問者の疑問に答えるという形で、日本語の使役表現の特質と表現の型について論じていきたい。

まず、第1の質問の内容を要約すると次のようになる。

迷いこそが人間をますます人間らしくきたえ、みがき、うるおわせ、
彼らに人間としての生甲斐を感じさせてくれる本源ではないのか。

この文で、同じ「迷い」が、筆者の解説文中では「うるおわせ」の主語としては“その主体”(行為主体)、「感じさせ」に対しては“使役主体”と言いつけているが、これは同じことなのか、何か区別があるのか。

この質問に答えるために、二つの使役表現を

- a. 迷いこそが...人間を...うるおわせ
- b. 迷いこそが...彼らに...生甲斐を感じさせ

と分けておこう。aの述語「うるおわせ」は自動詞「...が...うるおう」に使役が付いたもの。それによって他動詞同等の資格を帯びたものと解することができる(自動詞の他動化現象)。それゆえ、原文の「人間らしくきたえ、みがき、うるおわせ...」と、二つの他動詞と並列関係に立つことができたのであろう。この文中では一般の他動詞と資格の上で全く差がない。そして、他動詞が目的語を要求するように、対等の関係で並ぶ述語の一つとして、同じ目的語「人間を」を取っている。「きたえ」「みがき」と目的語を共有すると言い換えてもよからう。ということは、aの文では主語「迷いこそが」は「うるおわせ」に対しては、他動詞「きたえ」や「みがき」と同様、他動現象の主体の立場に立っていると見ていい。口訳的に説明すれば「迷いこそが」は目的語「人間を」に対して「うるおう」ことを「させる」のだと言える。したがって、これはあくまで他動行為の主体と見るべきである。

一方、bの文はどうか。述語「感じさせ」は他動詞「(生甲斐を)感じる」

に使役の付いたものである。したがって、主語「迷いこそが」は「迷いこそが…生甲斐を感じさせ」と結びつき、そのような生甲斐を感じるようにさせた対象として相手格「彼らに」を要求する。a の文と違って、「迷いこそが」は目的語「生甲斐を」に対してではなく、人間「彼らに」に対して「生甲斐を感じる」ように「させる」のである。両者の差を発想の手順として示せば次のようになるであろう。

a は、「迷い」がどうした? / うるおわせた。 / 何を? / 人間を。

b は、「迷い」がどうした? / 感じさせた。 / 何を? / 生甲斐を。 / だれに? / 彼らに。

ということは、a の「うるおわせ」は「だれに対して」ではなく、「何を?」を受けているただの他動詞相当の句ということになる。そして「迷い」は「人間を」に対して「うるおわせる」行為主体となるであろう。一方、b の「感じさせる」は「彼らに」に対して何かを感じさせる(命令や使役・誘発など)使役主体だと言えよう。たとえ主語を共通にしても、それを受ける述語次第で、同じ主語が行為主体となったり使役主体となったりするわけである。これは二つの述語によってそれぞれ形づくられる文の構造が根本的に相違しているためと解すれば説明がつく。

以上の差を、その他の例について眺めてみよう。例文は同じ新島正著『ユーモア』から引くことにする。

まず、a の他動詞相当の「させる」例を引こう。

○思想の相違がこれほどまでに人間の善意をくらませ、戦闘的にさせる。(20 ペ)

○個性的な調和が、新鮮な生命感をもって人びとの心をゆすぶりおこし、若返らせる。(145 ペ)

○そこに醸し出されるユーモアは、ユーモアとしての実感を浮び上がらせてくる。(164 ペ)

○生の意義を不当にひずませたり圧迫したりする目にみえない力 (72 ペ)

いずれも述語に使役を伴っているが、「を」格の目的語を取ることによって、自動詞+「せる」が他動詞と同格になっている。特に2番目と最後の例は「ゆずぶりおこし、若返らせる」「ひずませたり圧迫したり」と、他動詞との並列関係によって等価の機能を証明している。4例とも主語は他動的行為・作用の主体である。これに対し、

○新鮮な印象が、私たちに生々とした微笑をそそり、無意識の中に、
人間への愛情をさえよみがえらせてくれるのである (97 べ)

では、主語「新鮮な印象が」は二つの述語「…微笑をそそり」「…よみがえらせてくれる」にそれぞれ係る。「愛情がよみがえる」の自動詞的表現を「せる」の付加によって「愛情をよみがえらせ」と他動詞的に変え、前の他動詞の述語「微笑をそそり」とセットで並列の関係を結ぶ。その他動詞的作用が「私たちに」向けられるのであるから「新鮮な印象」は「私たち」に対する使役主体となる。「に」格を取る「せる/させる」表現の主体は、述語の自他に関係なく使役主体と考えられる(文意によっては許容主体などにもなる)。「に」格にヒト名詞が立つ場合

○牛乳の嫌いな子供に無理をしてそれを飲ませると下痢をしたり、アレルギー症状をおこすこともある。(91 べ)

○野球狂のスリに、いま入場を断念させることは大分無理な相談だと悟った刑事は、(95 べ)

○恋愛ほど私たちに人間としてのさまざまな心の動きを体験させてくれるものはない。(102 べ)

「に」格の語の省略や、意味的に「に」格相当の語の例も多い。

○なかなか見どころのある若者だと見込んだ彼女は、邸内の離れの一室をこの若者のために提供して、そこでみっちり修行をつませることにし、女の子を使って食事はもちろんのこと、日常、身のまわりの面倒までみさせた。(15 べ)

○そのやり方は相手をして相手みずからを知らせるという、柔軟な微笑外交だといえようか。(145 べ)

○作家をして、自分の生活経験をそのままの形で小説の中に再表現させる動機の中には、(161 べ)

このような格助詞の省略や変形はあるにしても、典型的な「せる / させる」文型のタイプとして次の2種をまず挙げなければならない。

a. . . が . . . を 自動詞せる。

b. . . が . . . に . . . を 自動詞せる / 他動詞せる。

そして、その中間のタイプとして、

c. . . が . . . を 他動詞せる。

の存在も忘れてはならない。質問者の第2の問題は、上の a および c 形式の「を」格を「に」格に入れ替えて、

d. . . が . . . に 自動詞せる / 他動詞せる。

に変形可能な場合の規則は何であるかということであった。

4. 「～を」文型と「～に」文型の差

a および b の二つの文構造の違いは、第2の質問の解答をおのずと導き出す。質問の主旨は

「夫は妻を働かせた / 妻に働かせた。」

「彼の行為は人々を感動させた / 人々に感動させた。」

において、「を / に」の変換が可能な理由として「妻」や「人々」のようにヒト名詞なるがゆえとするならば、前に引用した A の文

○迷いこそが人間をきたえ、みがき、うるおわせ、...

も「人間を」を「人間に」と換え得るはずだが、それができない理由は何かというのである。前章でも述べたように、この文は

「迷いがどうした? / うるおわせた / 何を? / 人間を。」

と分析できるが、これは“うるおう現象が人間にまで及ぶ”という作用の他動的現象を述べている。したがって、「迷い」はただの作用主体ではない。これは

○運命が彼女を狂わせた。

でも同じで、“狂う現象が彼女に及ぶ”すなわち「運命」は、彼女(の人生コース)を狂わす原因となった作用主体と言える。一方、b の文

「迷いがどうした? / 感じさせた / 何を? / 生甲斐を / だれに? / 彼らに。」

においては、“生甲斐を感じることを彼らがする”よう「迷い」が彼らに仕向けたのであり、「妻に働かせた」も“夫が妻に対して、妻が働くことをするよう妻に命じた(もしくは許した)”のである。“感じることを××がする”“働くことを××がする”という自主的な行為や作用ができる対象といえ、多くは人間である。したがって「ヒト名詞の場合には、ヲ/ニの変換が成立しやすい」ということになる。ヒト名詞だからヲ/ニの変換が自由というのではない。“...することを××が行う”よう命じたり、仕向けたり、許したりできる対象は一般にヒト名詞ゆえ、「B に...させる」文型の表す意味にヒト名詞が適合しやすいというだけの話である。ヒト名詞でなくとも、みずからコントロールの可能な機械類なら

○コンピューターに人件費を計算させる。

○ヘリコプターに荷を運ばせる。

と、この d 形式が使える。「ソロバンに計算させる」とか「炊飯器にご飯を炊かせる」とか言えないのは、これらは準ヒト名詞扱いのできない“道具”だからであろう。d「B に...させる」が可能な名詞は、恩恵賦与表現「B に...してもらう」も可能なようである。使役「~させる」は恩恵賦与「~ってもらう」と意味的に裏返しに関係にあると言える。

さて、「B に」に言い換え可能なヒト名詞「B を」の例を次に掲げる。

○イブセンはノラを人形の家から逃げ出させたが、(18 ペ)

○彼女たちをそのように思い込ませたものは、彼女らより美しい同性の友人たち、知人たちであったことは否定できない。(33 ペ)

○こんな自分を、平安に静養させるために、父や母がどれくらいいなくてすむ気ばかりをしなければならなかったことか。(43 ペ)

○「...二人ともじやうずに握手をなさい」と先生はにこにこしなが

ら、僕たちを向かひ合はせました。(有島武郎「一房の葡萄」)

「夫が妻を働かせる」は、“妻が働くことをするように、夫が妻を労働主体の対象としてやらせる”ことである。このような「A が B を…させる」(a 形式)において“B が…することを A が行う”文は、「B を」は「B に」に変換が可能で、B はヒト名詞もしくは準ヒト名詞、A は使役主体である。一方、「迷いが人間をうるおわせ」「運命が彼女を狂わせた」はどうか。これは“人間がうるおいをする”“彼女が狂うことをする”わけではない。“うるおいが人間に生ずる”ただの現象である。ある現象が B の上に及び影響する、あるいは生じ、B の状態を変える。B は行為主体ではなく、その現象を受ける対象(目的語)にすぎない。このような B は、たとえヒト名詞であっても、b 形式「B に C を…させる」、d 形式「B …させる」への変形は許さない。A は行為・作用主体で、B に対して“B が C を…する”よう仕向けたり命じたりする使役主体とはならない。

○共通の悩みを持つということが、それまであまり親しくもなかった人たちを引きつけさせるのである。(34 ペ)

“人たちに対して引きつける行為をやらせる”使役ではない。“人たちが互いに相手を引きつけあう現象が彼等に及ぶ”他動的現象である。典型的な例で、「人たちを」を「人たちに」と変えられないのはもちろんである。

b・d の「B …させる」文型が、その発想や文義から、B にヒト名詞が立ちやすいからといって、「B を」の B がヒト名詞なら、この「を」は「に」に変えられるということにはならないのである。

なお、本稿の内容に関係する論考として、筆者の次の論文を参照していただければ幸いである。

- 「受身・使役の言い方」(早大語研『講座日本語教育9』所収1973年7月)
- 「客を待たせる」か「客に待たせる」か(拙著『日本語の表現』所収1983年12月 創林社)